

# 7月23日(日)

# 群馬県知事選挙

## 投票時間 午前7時～午後8時

7月23日(日)に群馬県知事選挙が行われます。  
県政の今後を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

### 投票できるかた

満18歳以上(平成17年7月24日までに生まれたかた)で、板倉町に住民登録されてから引き続き3か月以上住民基本台帳に登録があるかた

投票日 7月23日(日)

時間 午前7時～午後8時

### 投票に必要なもの

入場券(ご自分の入場券を切り離してご持参ください。紛失または破損された場合は、投票所の係員に申し出てください)

### 期日前投票について

投票日当日、次の事由で投票所へ行けないかたは期日前投票をご利用ください。

- ① 仕事や学業、冠婚葬祭など
- ② 町外に旅行、滞在など
- ③ 病気、負傷など
- ④ 交通至難の島等に滞在など
- ⑤ 他の市町村に引っ越したが、前住所地(板倉町)の選挙人名簿に登録されているかた
- ⑥ 天災・悪天候のため

### 期日前投票期間

7月7日(金)～7月22日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場1階中会議室(下のフロア図参照)

### 必要なもの

入場券(7月上旬に各世帯へ郵送します)

### その他

宣誓書の提出が必要です。  
(宣誓書は、期日前投票所に用意しています。また、4ページの宣誓書や町ホームページからダウンロードして事前にご記入のうえ、持参することもできます)



役場位置図



役場1階フロア図

問合せ 板倉町選挙管理委員会事務局 電話 0276-82-1111 (内線211.212)

町ホームページ <https://www.town.itakura.gunma.jp/>

# 不在者投票をご利用ください

## 他市町村(滞在地)での不在者投票

仕事や旅行等で他の市区町村に滞在しているため、投票日当日に投票ができないかたは、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

郵便でのやり取りとなりません。時間を要するため、選挙管理委員会へお早めに申し出てください。

### 投票の手順

① 選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に、投票用紙等の請求をします。

② 選挙人名簿登録地の選挙管理委員会から投票用紙・投票封筒・不在者投票証明書を請求者へ郵送します。

③ 投票用紙等が届いたら、投票用紙等が入っている封筒は開封しないで滞在先の市区町村の選挙管理委員会へお持ちになり、不在者投票をしてください。自宅などで投票用紙に記載したり、不在者投票証明書用封筒を開封したりすると投票することができなくなりますのでご注意ください。

(投票できる時間等について、滞在地の選挙管理委員会に問

い合わせてからお出かけください)

## 病院・老人ホーム施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム、身体障害者施設等に入院・入所している選挙人で、投票日に投票所へ行くことができない人は、その施設で投票することができます。

手続きに時間を要するため、お早めに病院等の事務室などへお申し出ください。

### 主な病院等

- 公立館林厚生病院
  - つつじメンタルホスピタル
  - 館林記念病院
  - 慶友整形外科病院
  - 新橋病院
  - 太田記念病院
  - 羽生総合病院
  - 足利赤十字病院
  - 佐野厚生総合病院
  - 古河総合病院
  - 獨協医科大学病院
- 主な老人保健施設等**
- 特別養護老人ホーム ミモザ荘

## 郵便等による不在者投票

- 特別養護老人ホーム 東毛光生園
  - 館林養護老人ホーム 仲楽園
  - 特別養護老人ホーム 赤羽の郷
  - 介護老人保健施設 ナーシングホーム館林
- ※ 主な病院等を掲載しました。その他の病院等は、直接、施設へお問い合わせください。

身体に重度の障害等がある人は、自宅などで投票する郵便等による不在者投票ができません。郵便等による不在者投票を利用できる人は、以下の表に該当する人です。

郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ**郵便等投票証明書**の交付を受ける必要があります。町選挙管理委員会へお問い合わせください。



障害の種類		障害の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障害	個別等級	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、または小腸の障害	個別等級	1級または3級
	免疫または体幹の障害	個別等級	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢または体幹の障害	特別項症から第2項症まで	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで	
介護保険被保険者証	要介護5		

### 開票時間は午後9時から

- 開票日：投票日当日
- 開票時間：午後9時から
- 開票場所：役場3階大会議室
- 開票速報：開票速報は、役場1階ロビーにおいて、特設掲示板でお知らせします。また町ホームページ、いたくらお知らせメールでもお知らせします。

<https://www.itakura.gunma.jp/>

### いたくらお知らせメール登録



スマートフォン・パソコン用二次元コード

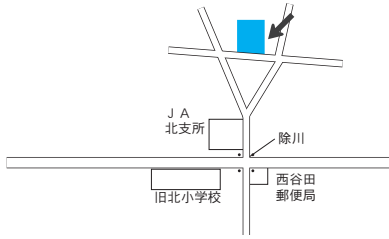


携帯電話用二次元コード

携帯電話やパソコンのメール機能を利用した防犯・防災・緊急町の情報配信を行っています。登録は、町ホームページまたは二次元コードから可能です。開票速報もお知らせします。

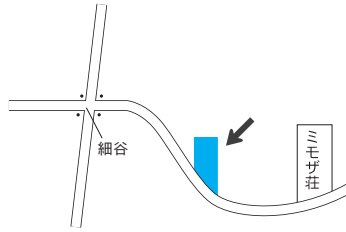
**第1投票所（1行政区）**

**北部公民館**



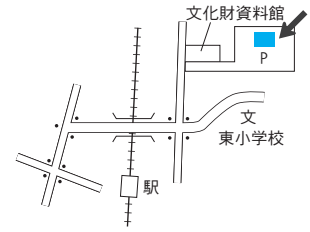
**第2投票所（2行政区）**

**細谷事務所**



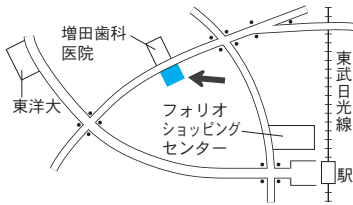
**第3投票所  
（11・12行政区の一部）**

**海老瀬東公民館**



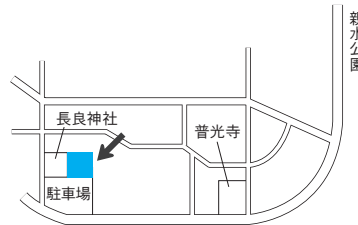
**第4投票所  
（11・12行政区の一部、13・14・15行政区）**

**東部公民館**



**第5投票所（10行政区）**

**五箇・中妻住民センター**



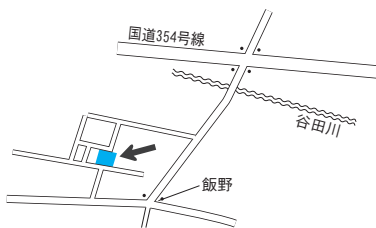
**第6投票所（9行政区）**

**南部公民館**



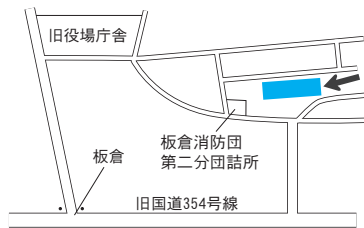
**第7投票所（8行政区）**

**飯野地蔵院住民センター**



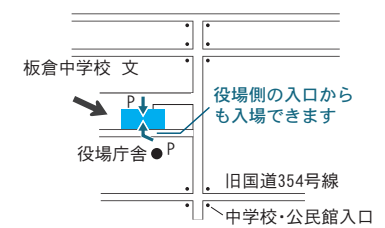
**第8投票所（7行政区）**

**板倉町児童館**



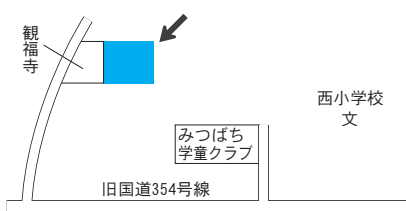
**第9投票所（6行政区）**

**中央公民館**



**第10投票所（4・5行政区）**

**原宿区民会館**



**投票所のご確認を！**

**投票時間**

**午前7時～午後8時**

**第11投票所（3行政区）**

**粕谷上公民館**



## 期日前投票宣誓書兼請求書

私は、令和5年7月23日執行の群馬県知事選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票の事由に該当する見込みであることを宣誓します。併せて、投票用紙等の交付を請求します。

### 期日前投票事由

仕事・学業・地域行事の役員・冠婚葬祭等のため
町外に外出・旅行・滞在、町外において用務のため
病気療養・出産・身体障がい等のため歩行困難
交通至難の島等に居住又は滞在のため
住所移転等により板倉町外に居住のため
天災・悪天候等により投票所に到達することが困難

令和5年7月 日

板倉町選挙管理委員会委員長 様

氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
現住所	群馬県邑楽郡板倉町					
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記載					

----- き --- り --- と --- り -----

## 期日前投票宣誓書兼請求書

私は、令和5年7月23日執行の群馬県知事選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票の事由に該当する見込みであることを宣誓します。併せて、投票用紙等の交付を請求します。

### 期日前投票事由

仕事・学業・地域行事の役員・冠婚葬祭等のため
町外に外出・旅行・滞在、町外において用務のため
病気療養・出産・身体障がい等のため歩行困難
交通至難の島等に居住又は滞在のため
住所移転等により板倉町外に居住のため
天災・悪天候等により投票所に到達することが困難

令和5年7月 日

板倉町選挙管理委員会委員長 様

氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日
現住所	群馬県邑楽郡板倉町					
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記載					